令和６年度 退職互助部新規組合員募集

退職互助部に加入しよう！

退職互助部？？？

退職互助部を 知らないままだと **損するかも** しれません…

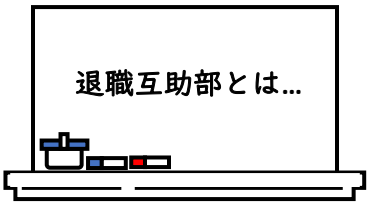

退職互助部制度は、教職員の**退職後の生活をサポートするため**に昭和４８年に発足しました。県職員や警察職員の互助組織にはない**教職員のための独自制度**で、退職後に負担が大きくなる医療費の補助などを中心とした事業を行っています。

現職中から掛金を毎月納入していただくことで退職までに掛金を完納できます。退職後は掛金をいただくことなく、**お亡くなりになるまで退職互助部の事業を利用することができます。**

退職互助部事業

医療補助金

健康保険証を使って病院（薬局）で支払った医療費（保険診療）の一部を助成

指定旅館利用補助

1泊 2,000円を補助
(年度3泊上限)

長寿祝金

祝金 10,000円 贈呈
(喜寿・米寿・白寿)

ランチセミナー

ランチセミナーの
参加費を補助

検(健)診ドック補助

15,000円まで補助
(年度上限)

暮らしとお金の相談窓口

ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾅｰに
無料で相談

事業詳細やその他の
事業はこちら

加入時期はいつですか？　退職時に条件などはありますか？

満33~40歳になる年度(※)が加入時期です。55歳以上で退職する方は退職互助部の資格を取得し、事業を受けることができます。

※ 満40歳以上で新規採用等により新たに互助組合員となられた方も加入対象です。

加入から資格取得の流れ

33歳～40歳

加入申込
掛金納入

若いうちから
コツコツ積立て！
掛金240回納入

45歳・55歳
リフレッシュ活動費
（退職互助部加入者限定）
各20,000円

55歳以上で退職する方

退職時
資格取得

一生涯
サポート

退職時に脱退する場合（55歳未満で退職する者及び脱退希望者）は納入済みの掛金を全額お返しします。

退職互助部に加入したら月々の掛金額はいくらぐらいになるの？

月々の掛金額は 給料月額の 5/1000 です！

掛金は毎月納入していただき２４０回（２０年間）の積み立てとなります。
掛金は給料月額をもとに計算するので、**加入年齢が早ければ早いほどお得**になります。
また、掛金は給与控除されるので、手軽にコツコツと退職後に備えることができます。

退職後のことなんてまだまだ先だから…今はちょっと考えられないなぁ

退職互助部に加入すると 現職中もメリット があります！

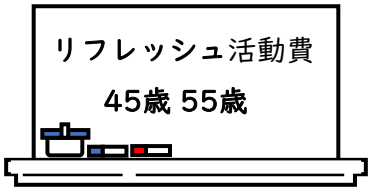

退職互助部加入者限定の給付で、４５歳・５５歳の年齢になったとき、**それぞれ２万円**がリフレッシュ活動費（４５歳・５５歳）として給付されます。自動給付なので請求もれもありません。

45歳 20,000 円 ＋ 55歳 20,000 円 ＝ 合計 40,000 円

加入しないともらえません！

夫婦で退職後に備えたいんだけど…

退職互助部は 配偶者も加入できます!

扶養の有無にかかわらず、配偶者も加入することができます。また、組合員が加入していれば、**いつでも配偶者を追加する**ことができます。ただし、夫婦とも互助組合員の場合は、それぞれの加入時期に加入することになります。
配偶者も加入した場合は、月々の掛金は２人分になるので**給料月額の10/1000**となります。

民間の医療保険にも加入しているし、これ以上退職後の備えって必要？

民間医療保険の保障範囲外も
退職互助部の医療補助金は **給付できます！**

退職互助部の医療補助金は**保険証を使った診療が給付の対象**になります。（自費診療は給付の対象外です。）民間の医療保険ではカバーされない**通院や薬代、整骨院**も保険証を使った診療であれば給付の対象になります。

＜参考＞民間医療保険(※1)と医療補助金の保障内容比較

保障内容	民間医療保険	医療補助金
入院	○	○ (※2)
通院（病気・ケガ・歯科）	△ (※3)	○
調剤（薬代）	×	○
整骨院	×	○

持病での通院や歯医者もOK！

薬代って意外と高いし保険診療の整骨院も対象になるのは嬉しい！

※1…医療保険の条件　40歳加入　入院日額5千円(60日限度)　通院特約なし　60歳払込済
※2…日数制限なし（給付額の月額上限あり）
※3…通院特約

ちなみに、
現職中は医療費の補助が充実しているのをご存じですか？

公立学校共済組合員は現職の間、共済組合と互助組合から療養費等が自動給付されています。

（例）

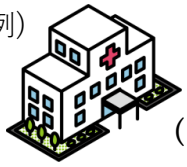

病院窓口
30,000 円
（ひと月の支払額）

－

共済組合から
5,000 円
給付(※)

－

互助組合から
14,600 円
給付

＝

実質自己負担額
10,400 円

※一部負担金払戻金
（25,000円を超えた額を給付）

退職後はこれらの給付がなくなります！

安心してください！
退職後は退職互助部の「医療補助金」で一生涯サポートします！

次のページで医療補助金がいくらになるのかチェック！

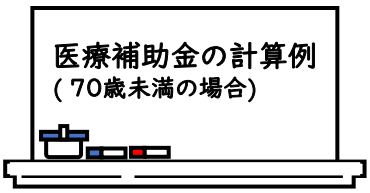

医療補助金の計算例
（70歳未満の場合）

病院窓口		医療補助金		実質自己負担額
30,000 円	－	13,500 円	＝	16,500 円
（ひと月の支払額）		給付		

【計算方法】入院・外来別にひと月の医療費をすべて合算、控除額3,000円、給付率50%、入院・外来ごとに月15,000円上限

医療費の負担が軽くなるね！

＜参考＞医療補助金の算定方法

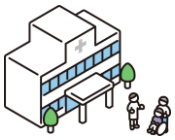

年齢区分	算定方法	控除額	給付率	給付限度額/月
70歳未満	入院・外来別にひと月の医療費をすべて合算	3,000円	50％	入院　15,000円 外来　15,000円
70歳以上	ひと月の医療費をすべて合算	6,000円	50％	20,000円

・70歳未満と70歳以上で給付額の算定方法が異なります。算定方法の詳細は互助組合のホームページ等をご覧ください。
・令和5年4月1日現在の算定方法による給付額です。（100円未満切り捨て）
・高額療養費や公立学校共済組合から支給される給付金、互助組合の現職療養費などを差し引いて計算します。
・市町村からの福祉医療費も差し引いて計算します。

＜参考＞生涯医療費（男女計）令和2年度推計

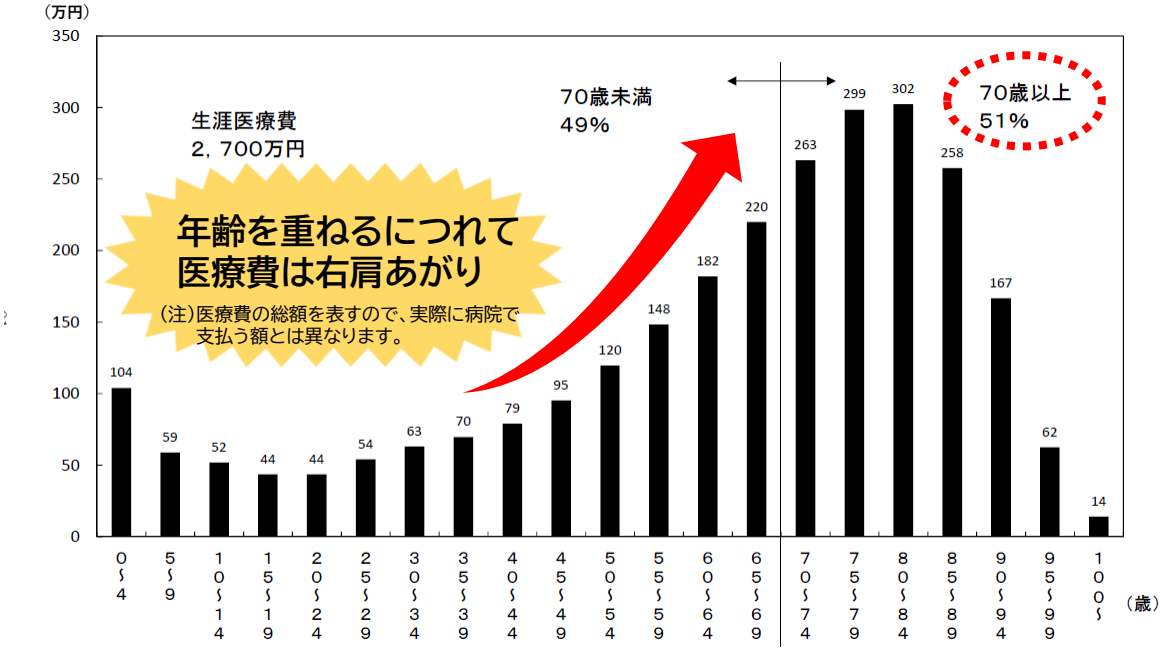

（注）令和2年度の年齢階級別一人当たり国民医療費をもとに、令和2年完全生命表による定常人口を適用して推計したものである。

出典：厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和２年度の医療費等の状況～」

「現職中は特に病気もなく健康だったけど、退職したら何かと病院に掛かることが多くなった」「退職後は医療費の負担が大きい」そんな声を退職された方からよく聞きます。
上のグラフを見ると分かるように年齢を重ねるにつれて医療費は右肩上がりに増加します。
今は健康でも、将来はどうなるか誰にもわかりません。
先行きが不透明だからこそ現職中から少しずつ将来に向けて備えませんか？